大阪 MS/NMO コムラード規約・会則

（名称）

第一条　　名称は大阪 MS/NMO コムラード（略称：大阪コムラード）と称する。

（事務所）

第二条　　本会の事務所は　大阪府大阪市平野区長吉長原東２－５－１１－１１０６
に置く。

（目的）

第三条　　本会は多発性硬化症、視神経脊髄炎、抗 MOG 抗体疾患の患者を主として、
他の神経系患者、障害者の社会的周知及び、生活の向上等を進める為の
活動をする事。

（活動の種類）

第四条　　本会は、前条の目的を達成するために社会活動を主に行い次の事業を実施する。

（１）　医療講演会
（２）　患者、家族、医療従事者の交流会
（３）　周知活動
（４）　活動資金調達の為の独自生産品販売やチャリティーイベント
（５）　その他、上記に付随する活動

（会員）

第五条　　本会の会員は次の二種類とする。

（１）　正会員
多発性硬化症（MS）、視神経脊髄炎スペクトラム疾患（NMOSD）、
抗 MOG 抗体疾患、及び、その他神経系難病の患者

（２）　賛助会員
その他

（入会）

第六条　　本会の趣旨に賛同し、会員として入会しようとする者は、入会申し込み書を
事務局に提出し、役員の承認を得るものとする。

（会費）

第七条　　年会費

（１）　正会員　　２，５００円
（２）　賛助会員　　家族　１，５００円
一般　２，５００円

尚、年度内会費納入の詳細は下記に示す。

入会が４～９月　　通常入会とみなし、正・賛助会員共規則の決める額とする。
但し、入会が１０月以降の場合

正会員

	１０月	１，９００円
	１１月	１，８００円
	１２月	１，７００円
翌年	１月	１，６００円
	２月	１，５００円
	３月	１，４００円

賛助会員	家族	１０月	１，４００円
		以下　毎月１００円を減じ、	
		翌年３月	９００円とする。
	一般	正会員に準ずる	

（退会）

第八条　会員は退会届、もしくはそれに準ずる方法にて任意に退会する事ができる。その場合、退会日は年度末とする。
但し、本人が死亡した場合、会費を一年半以上（納付書送付後）納入しない時、会員として社会通念上ふさわしくない行為をした場合（この場合は役員の協議が必要）は、退会したとみなす。

（役員）

第九条　この会に次の役員を置く。

（１）　会長
（２）　副会長
（３）　会計
（４）　事務局
（５）　監査役

２、第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。
３、役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第十条　会長は、この会を代表しその業務を統括する。
２、副会長は、会長を補佐し、これに事故がある時、又は欠席の時は、その職務を代行する。

３、監査役は、会の業務及び財産の状況を監査する。

（解任）

第十一条　役員が次のいずれかに該当するときは、他の役員の議決により、これを解任する事ができる。

（１）　心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（２）　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった時。

（総会）

第十二条　この会の総会は、正会員を持って構成し、年に１回開催するものとする。ただし、必要がある時は臨時に開催できるものとする。

２、総会は以下の事項について議決する。

（１）　会則、事業等の変更

（２）　解散

（３）　事業計画及び収支予算並びにその変更

（４）　事業報告及び収支決算

（５）　役員の選任又は解任

（６）　その他会の運営に関する重要事項

３、総会は正会員の３分の１（委任状、もしくはそれに代わる書面）。役員は３分の２以上の出席がなければ、開会する事は出来ない。

４、総会の議事は、出席した正会員の過半をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（議事録）

第十三条　総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

第十四条　役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

２、役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない執行に関し、議決する。

（事業報告及び決算）

第十五条　会長は、毎事業年度終了後３カ月以内に事業報告、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第十六条　この会の事業年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事務局）
第十七条　　この会の事務処理をするため、事務局を置く。

（委任）
第十八条　　この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（変更）
第十九条　　この会則は、総会において、出席者の３分の２以上の承認がなければ変更できない。

附　則
この会則は、平成２７年１１月　１日から施行する。

・平成２９年（2017 年）　４月　第８条（退会）　改定
第 7 条（会費）　改定
・平成３０年（2018 年）　６月　第 15 条（事業報告及び決算）　改訂